

機能性の表示ができる食品

●特定保健用食品（トクホ）

健康の維持増進に役立つことが科学的根拠に基づいて認められ、「コレステロールの吸収をおだやかにする」などの表示が許可されている食品です。

表示されている効果や安全性については、健康増進法の規定に基づき国が審査を行い、食品ごとに消費者庁長官が許可をしています。

製品には、許可マークと許可表示を表示します。



●栄養機能食品

一日に必要な栄養成分（ビタミン、ミネラルなど）が不足しがちな場合、その補給・補完のために利用できる食品です。

既に科学的根拠が確認された栄養成分が、食品表示基準に定められた上・下限値の範囲内にある食品であれば、特に届出などをしなくても、国が定めた表現によって機能性を表示することができます。

製品には、「栄養機能食品（○○○○）」と表示します。 *○○○○は、栄養成分を記入

●機能性表示食品

事業者の責任において、疾病に罹患していない人（未成年者、妊産婦等を除く）を対象に、機能性関与成分によって健康の維持増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨を科学的根拠に基づいて容器包装に表示するものをいいます。

当該食品に関する表示の内容、食品関連事業者に関する基本情報、安全性・機能性の根拠に関する情報、生産・製造・品質管理に関する情報、健康被害の情報収集体制その他必要な事項を、販売を開始する日の60日前（専門家に意見を聴取する必要があるなど、消費者庁長官が認める場合は120日前）までに消費者庁長官へ届け出る必要があります。ただし、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。製品には、届出番号を表示します。

【機能性表示食品の表示内容】 令和6年9月1日から、機能性表示食品の表示事項が一部改正されました。

（改正箇所：★）

